# 情報通信行政·郵政行政審議会 郵政行政分科会(第42回)議事録

#### 第1 開催日時及び場所

平成27年11月9日(月) 10時2分~11時23分 於·第4特別会議室(8階)

第2 出席した委員(敬称略)

樋口 清秀(分科会長)、清野 幾久子(分科会長代理)、篠崎 悦子、菅 美千世、永峰 好美

(以上5名)

## 第3 出席した関係職員等

武田 博之 (郵政行政部長)

齋藤 晴加 (郵政行政部企画課長)

北林 大昌 (郵政行政部郵便課長)

後藤 慎一 (郵政行政部信書便事業課長)

東 政幸(情報流通行政局総務課課長補佐) (事務局)

## 第4 議題

## (1) 諮問事項

ア 特定信書便事業の許可並びに信書便約款及び信書便管理規程の設定の認可について【諮問第1120~1122号】(非公開)

- イ 民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部改正について 【諮問第1123号】(公開)
- ウ 標準信書便約款の制定について【諮問第1124号】(公開)

## (2) 報告事項

ア 年賀寄附金配分事業(平成26年度)の主な活用事例について(公開)

○樋口分科会長 皆さん、おはようございます。

ただいまから、情報通信行政・郵政行政審議会郵政行政分科会(第42回)を開催いたします。

本日は、委員8名中5名が出席されておりますので、定足数を満たしております。 また本日の会議は、情報通信行政・郵政行政審議会議事規則の規定により、諮問 事項でございます「特定信書便事業の許可並びに信書便約款及び信書便管理規程の 設定の認可について」は非公開として行いたいと思いますがいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○樋口分科会長 それでは、最初の議題の審議が非公開となりますので、最初の議題終了後、傍聴者の入室がございます。よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいります。本日の案件は諮問事項5件及び報告事項1件でございます。

初めに、諮問第1120号から1122号「特定信書便事業の許可並びに信書便 約款及び信書便管理規程の設定の認可」について総務省から説明をお願いいたしま す。

○後藤信書便事業課長 信書便事業課長の後藤でございます。よろしくお願いいた します。

資料42-1をご覧ください。本件、諮問理由につきましては、特定信書便事業への参入意思を有する事業者6者につきまして、信書便法に掲げる基準に適合しますので、許可及び認可することといたしたいということでございます。

横長の別紙1の資料を中心にご説明させていただきますが、あわせまして、その後ろに別紙2という1枚紙、こちらが審査結果の概要をまとめたものでございますので、この別紙2もちょっと横に置いていただきつつ、別紙1のご説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

別紙1を1枚めくっていただきまして、申請者及び提供サービスの概要でございます。今回は株式会社相模運輸、それから東武デリバリー株式会社、この2者が関東管内の業者、それから3以下ですが、小津運送有限会社、合資会社小林運送、柘運送株式会社、それから名古屋合同トラック株式会社、この4者が東海エリアの業者ということで、計6者となってございます。

今回、全て貨物運送業を主な事業としている業者ということでございます。最近 の許可件数でいいますと、ここ3回が12者、7者、10者ということでございま したので、若干少な目ではございますが、出てきているというところでございます。

この表でいいますと、右から2番目の提供サービスの概要のところをご覧いただきますと、大体の傾向としまして、既存顧客、小売会社とか電力関連会社からの受注が見込まれているところでございます。特に東海の新規参入につきましては、地元の電力会社のコンプライアンスの意識向上の影響が大きいのかなと考えてございます。

また後でご説明いたしますが、実はこのタイミングは非常に微妙なタイミングで、

来月になりますと、先般の国会で成立した、信書便法の改正が施行される見込みで ございますので、それを待ってからの申請ということも考えられますけれども、や はり取引先との関係で、少しでも早く許可を得ておきたいというような意向がこの 6者、強うございまして、それでこのタイミングで出ているということでございま す。

例えば、合資会社の小林運送におきましては、事業開始予定日が来年の4月ですが、できるだけ早く許可をとっておきたいということでございましたので、今回、審査の上、お諮りしているということでございます。なお、1号役務につきましては、おおむね巡回サービスが想定されております。また3号役務につきましては、契約書等を送達するという見込みというふうに聞いております。

次に、事業収支見積ということで、ページをおめくりいただきまして、3ページをご覧ください。ここは先ほどの別紙2で言いますと、事業の遂行上、適確な計画を有するものであるかどうかという、2番目の要件に適合するかどうかという観点での資料となっております。こちらを見ていただきますと、まず収入のところでございますが、契約を見込まれる者との予定額と、それから顧客へのヒアリングにより得た予定通数、平均単価とを掛け合わせて算出したものとなっております。

顧客の業種とかニーズによりまして、信書便物の中身、利用通数見込み、それからサービスにかかる手間暇、例えばセキュリティ度合いなどが関わってまいりますけれども、かなり物によって異なりますので、若干単価には開きが出ているところでございます。なお、3号役務につきましては、単価をご覧いただきましても、全て1,000円を超えているということで、法定要件を満たしているところでございます。

それから、またページをめくっていただきまして、5ページ以下でございますが、 支出及び利益の部でございます。こちらにつきましては、事業開始予定日から事業 年度末までの初年度と、それからその翌年度を対象に試算をしているものでござい ます。まず信書便事業支出、真ん中のほうにいくつかの欄で掲載しているものでご ざいますけれども、これにつきましては、おおむね項目ごとに積み上げた額、ある いは兼業する貨物運送業との按分で算出している額でございます。各社の全体事業 支出を全体事業収入に占める信書便事業割合で按分しているというものでございま す。

次に、右から2つ目の欄の信書便事業営業利益でございますが、こちらは信書便 事業収入から信書便事業支出を差し引いた額でございまして、ご覧のとおり、全事 業者においてプラスとなっております。

それから一番右側の当期純利益、こちらはご案内かと思いますけれども、会社全体としての利益を表しておりまして、いずれもプラスとなっております。以上のことから、事業収支につきまして特段の問題は見受けられませんので、妥当と判断しているということでございます。

また、今回、特徴的なことをということもご説明申し上げたいところではあるんですが、非常に特徴がないというのが特徴かと思いますが、通常ですと、業務の一部を委託したいという業者もいたりしまして、そうすると人件費とか経費以外のそ

の他の経費が計上されて、「その他」の欄の数字がちょっと大きくなる事業者もいるんですけれども、その業者すらおらず、非常に「らしい」支出割合というふうになっているということで、人件費が共通して高くなっているというのが、あえて言えば共通点、特徴かなというふうに思っております。

それから、通常ですと、2号役務の事業者さんがおられますので、3時間審査もあるのですが、今回は2号役務がございませんので、今回、3時間審査はなく、資料にもございません。そのほか、各者から申請のあった役務内容につきましては大きさ、重さなど、それぞれ役務の種類に応じた法の規定に適合してございます。そういうことでございますので、事業遂行上、適切な計画を有するものであるというふうに審査したところでございます。以上が1点目の事業の遂行上、適切な計画を有するものであるかどうかという点についてのご説明でございます。

続きまして2点目が、事業計画が信書便物の秘密を保護するために適切かどうか、この点についてのご説明に移らせていただきたいと思います。先ほどの別紙2で言いますと、一番上の1ポツのところにその概要をまとめてございますが、詳細は別紙1でご説明いたします。ページ数で言いますと、8ページをご覧ください。こちらに引受けの方法、配達の方法等が記載されておりますが、各社とも引受けの方法は明確に記載されてございます。また後ほどご説明申し上げます、諮問第1122号とも関連いたしますけれども、信書便管理規程の遵守義務のある者が差出人から引き受けるということとされてございます。

また、配達につきましても、その方法を明確に記載されてございます。繰り返しになりますが、信書便管理規程の遵守義務のある者が配達をして、差出人の指図によって、受取人に直接引き渡し、または郵便受箱へ投函するなどとされております。これらを踏まえまして、事業計画が信書便物の秘密を保護するために適切なものであると判断しているところでございます。

最後、3点目でございますが、事業を適確に遂行するに足る能力を有するかどうかという点でございます。別紙2では一番下の3のところに該当するものでございますが、別紙1の資料では7ページをご覧ください。事業計画の許可申請について、直近の決算年度を見たものでございますが、6者とも債務超過の状況にはございません。純資産の額はプラスになってございます。

また事業開始に要する資金につきましては、これは人件費2カ月分と賃借料1年分、車両等の取得価格等の合計額で出してございますが、先ほどと同様に、項目ごとに積み上げた額、または兼業する事業との按分により算出しておりますが、各者とも全額自己資金で賄うことが可能でございます。そういう見込みでございますので、財産的な規模は十分であるものと判断しております。

なお今後、債務超過事業者からの申請が、もし仮にあった場合につきましては、 資金の調達に明確な裏づけがあることに関する審査も引き続ききちんと行った上で 審議会にお諮りしたいと思っております。今回、そのような件はございません。

また、諮問の第1122号とも関連いたしますけれども、秘密保護を目的とする 信書便管理規程におきまして、信書便管理者の事業者ごとの選任、それから秘密保 護に配慮した作業方法などの職務内容、これらも明確に記載されておりますので、 秘密保護のための管理体制を整備するための能力もあるものというふうに判断して ございます。

また自動車その他、輸送手段を使用する、当然、これは貨物運送事業者ですから、 当然使用するわけでございますが、国土交通省の必要な許可、今回は6者とも一般 貨物自動車の運送事業でございますが、こちらの許可も取得してございますので、 事業を適確に遂行するに足る能力を有すると判断してございます。

以上、まとめますと、各者とも信書便法の規定に基づく許可の基準に適合してございますし、また加えて、欠格事由に該当しないということを各者から書類をとって確認してございます。特定信書便事業の許可をいたすこととしたいと考えてございます。

以上が、資料42-1のご説明でございまして、続きまして諮問第1121号の 約款の認可につきましても、続けてご説明させていただきたいと思います。別紙 1が認可の申請の概要でございまして、別紙2がその審査結果でございます。別紙 2のほうを見ていただけたらと思いますが、この欄のところの上から順番で書いて ございますとおり、役務の名称及び内容、信書便物の引受け、配達、転送・還付の 条件、それから送達日数、料金収受の方法等、これにつきましては、いずれも適確 に、明確に定められているというふうに認められます。

また特定の者に対しまして不当な差別的扱いをするという規定もなく、法令上の 基準に適合してございますので、認可することといたしたいと考えてございます。

続きまして資料42-3をご覧いただきたいと思いますが、諮問第1122号でございます。こちらも別紙1が認可申請の概要、それから別紙2がその審査結果でございますが、こちらも別紙2のほうを中心にご説明いたしますが、事業許可におきまして、事業を適確に遂行するに足る能力を有するか否かのところでもご説明いたしましたけれども、信書便管理者の選任、それから信書便物の秘密保護に配慮した作業方法、事故発生時等の措置、それから教育・訓練など、事業者の取扱い中に係る信書便物の秘密の保護につきまして適切に記載されてございます。法令上の基準に適合するものと考えられますことから、認可することといたしたいと思っております。

最後に、参考1という資料をご覧ください。もし今回お諮りいたしました案件がよろしいということになりましたら、ということの前提でございますが、前回の審議会答申後の段階では、448者でございました。今回6者ですが、この間、2者廃業がございました。それから許可業者3者が1者に合併しまして、その結果、2減になったという案件がございました。それによりまして、今回6者参入いたしましたが、廃業で2減、合併で2減ということで、プラスマイナス2増えたということで、今回計450者ということになっております。

ちなみにではございますが、廃業なさった2者の理由ですが、数年前に許可を取得したんですけれども、結果、実績がなくて、これからも見込みがないということで、廃業の届出を出されたところでございます。3者が1者に合併したというものにつきましては、ブランドの統一ということで、事業基盤の強化を目的とするものですので、合併の認可をしたところでございます。

以上でございます。ご審議方、よろしくお願い申し上げます。

- ○樋口分科会長 ありがとうございました。ただいまのご説明につきましてご意見、 ご質問はございませんでしょうか。
- 〇永峰委員 よろしいでしょうか。 1 点質問致します。先ほどご説明ありました、 資料 42-1 で、 1 ページから 2 ページにかけてです。 平成 2 8年 4 月 1 日からの 事業開始のところも含め、 6 社が改正前に申請したというのはなぜでしょうか。 改正の項目ともかかわってくることかもしれませんが、単なる迅速なる事業開始、 ということなのでしょうか。
- ○後藤信書便事業課長 早目に許可を得ておきたいということです。たまたま事業 開始のタイミングが、この1者さんだけちょっと遅くなっているということでございます。
- ○永峰委員 了解しました。
- ○樋口分科会長 よろしいでしょうか。 ほかに何かご質問、ご意見がございますでしょうか。
- ○篠崎委員 先ほど特徴がないとおっしゃいましたけれども、今回は比較的大手の 運送業者からの申請がそろっていますよね。これがなかったら、ほとんどないわけ ですよね。
- ○後藤信書便事業課長 そうですね。
- ○篠崎委員 つまり、もうちょっと小口というか、小規模のほうは、あまりもう動きが見えない感じですか。
- ○後藤信書便事業課長 12月の改正法施行以降、出てくるものと思っております。信書便法が改正になりまして、今までは3辺の合計が90センチ超の大きさの物しか運べなかったものが、12月以降は、73センチ超の物が運べるようになります。つまり、今までよりも一回り小さい大きさの物が12月以降に許可をとれば、取り扱えるようになるということなので、1カ月ぐらいのことだったら、ちょっと待って、許可を受けようということかと思います。もう少し小口の事業者さんにつきましては、これで打ち止めということではなくて、私どもの理解としましては、新しい信書便法が改正された後の、もっと規制緩和された状態のところで参入しようということで、今回は見送られているのかなということでございます。
- ○篠崎委員 そうですか。先ほど、廃業なさったところが、あまり見込みがなくなってきたからということがありましたけれども、そういった傾向よりは、12月以降に期待しているということですね。
- ○後藤信書便事業課長 そうですね。なかなか信書便の仕事、特に公文書集配業務などは、許可を受けても、すぐ仕事がとれないことがあります。やる意思はあるのですが、実際入札でとれないというような事業者さんがおられるのも事実でございます。ご指摘のとおり、結構実績がない事業者さんも多くいらっしゃいます。その中で、まだ実績がないんだけれども、続けていこうという意思をお持ちであればいいのですが、一部そうでない事業者さんもおられますので、私どもとしては信書便、信書の普及を徹底して、信書便を使ってくださいねというようなことはやりながら、信書を適切に扱っていただける事業者さんの振興も並行的にやっていくと、そうし

なさいというご指摘かと思いますので、そのようにさせていただきたいと思っております。

- ○篠崎委員 はい、あまりにもちょっと大手ばかりで。
- ○樋口分科会長 そのほかにございませんでしょうか。よろしいですか。そのほかにご意見がございませんようでしたら、諮問第1120号から1122号については、諮問のとおり許可及び認可することが適当である旨、答申することにしてはいかがかと思いますが、いかがでしょうか。

#### (「異議なし」の声あり)

○樋口分科会長 それでは、そのように答申することといたします。 それでは次に移りますが、ここで傍聴者の方々に入室していただきます。

## (傍聴者入室)

- ○樋口分科会長 次に諮問第1123号「民間事業者による信書の送達に関する法 律施行規則の一部改正」について、総務省から説明をお願いします。
- ○後藤信書便事業課長 引き続きまして信書便事業課でございます。よろしくお願いいたします。

資料 42-4 をご覧いただきたいと思います。こちらは、先ほどもお話がございましたが、信書便法の一部が改正されまして、12 月に施行予定でございますが、この施行に向けて、当審議会の諮問事項とされてございます事項につきましてお諮りするものでございます。諮問理由につきましては、改正後の信書便法の規定を施行するにあたりまして、いわゆる 3 号役務、1,000円超のサービスを800円超とする改正がなされておりますので、同様に、800円を下回らない範囲内において定める特定信書便の役務の料金の額とする旨、総務省令でも定めたいということでございます。

もう一つの東でちょっと番号を振ってございませんで恐縮ですが、「民間事業者の信書の送達に関する法律施行規則の一部改正について」という資料をご覧いただきたいと思いますが、この資料の説明に入る前に、なぜ1,000円超とされてきたかということですが、これは非常に多様で高度なニーズに対応する、高付加価値の役務ということで設定しているものでございまして、ただ、郵便のユニバーサルサービスの維持に支障のない範囲内で参入可能な水準を定めるということが、そもそもの法律の考え方でございました。具体的には日本郵便が今、ユニバーサルサービス、あるいは日本郵便のサービスとして提供しているものと、その料金の実態を踏まえながら設定していたというものがもともとでございますし、現状もそうでございます。

これは事業者とか利用者の皆様方にとって、法律上の権利義務に非常に重大な影響を及ぼすものでございまして、また総務大臣に判断の裁量の余地がございますので、その透明性、適切性、公平性を確保する観点から、審議会の諮問事項とされているところでございます。

繰り返しになりますが、従前、1,000円超とされましたのは、郵便のうち、 一般に利用されるサービスのほぼ最高額だろうと考えられます、書留プラス速達、 この料金がおおよそ1,000円以下だということがございまして、これを超える 料金であれば、特定信書便事業者が採算性のよい地域だけでサービスを提供したとしても、郵便のユニバーサルサービス提供確保に支障を与えないだろうという考え方に基づいて、規定されているものでございます。

それで、先ほどの資料もご覧いただければと思うんですが、昨年度、実際にもう法改正は本年の6月12日に公布されてございますが、そもそも検討していた段階、昨年度において、どういう検討をしてそうなったのかという資料が今お手元にあるものでございますが、こちらは特に右側の料金のほうをご覧いただきたいんですが、右半分のですね。1,000円超の場合の郵便収入がどのぐらいか。それが日本郵便の収入のうちの何%か。それが900円だったら、800円だったら、700円だったらというふうな表になっているわけでございます。

特定信書便の事業者からの要望としては、自らの事業スタイル、それから下げ過ぎることによるダンピングの発生等々も勘案した中で、事業者としては800円程度まで下げてくれないかという要望がございました。まずそこが出発点でございます。その要望を踏まえて、800円超とした場合に、それが郵便のユニバーサルサービスにどれだけ支障があるか。それで支障なければ、その要望を踏まえて法改正をしましょうという検討過程だったわけでございますが、ご覧いただきますと、800円超のところですと、郵便収入が現状で141億円、全体に占める割合が1.1%。

ですが、これはもともと 1,000 円超も実は一部ございまして、 71 億円、 0.55%ですから、 1,000 円超を 800 円超に規制緩和することによって、この差額の 141 億円引く 71 億円ですから、 70 億円分、パーセンテージで言いますと、 1.1 から 0.55 を引いた、 0.55 %分が、民間事業者さんが参入することによって、日本郵便が競合し得る市場の規模の目安ということになろうかと思います。 これ、全て民間事業者さんが入ってきて、全部代替できるというわけでも当然ないんですが、一応の目安として、こういう数字がある中で、これは情報通信審議会の郵政政策部会のご判断を得たわけでございますが、支障はないだろうということで、 今回、 800 円超という法改正がなされたところでございます。 これは平成 25 年度の実績数値でございます。

そういう前提で、平成15年の法制定当時、そちらは法律で1,000円を下回らない範囲と定められていまして、それで総務省令のほうでも、その下限である1,000円ということで定められておりました。今回も同様に、法律で800円を下回らない範囲と、それから、総務省令で定めるとなっておりますので、制定当時にならって、その下限である800円と定めることとしたいというふうに考えてございます。私どもとしましては、需要の新規創出、それから掘り起こしというものも促進されて、市場全体が拡大するということを期待しております。

ちなみに、なぜ法律で800円と定められているのに、また総務省令で800円と定める必要があるのかということについてですが、これにつきましては、極めて技術的でございますけれども、物価変動による価格上昇等が生じた場合に、臨機に対応できるように、省令事項とされたということでございまして、特段の事情がなければ、法律の額のとおりに定めるというのがスタンダードなのかなと。今後、大

きな物価上昇等があれば、また省令改正ということになるかもしれませんが、そうでなければ、この額で行きたいということでございます。

なお、この省令改正につきましては、10月3日から11月2日まで、パブリックコメントを実施いたしましたところ、提出された意見は2件ございました。いずれも規制緩和に賛成の趣旨のご意見をいただいてございます。ということでございますので、本件、800円超とするということで、総務省令を改正するということでお認めいただければありがたいというふうに考えております。

以上、よろしくお願いいたします。

- ○樋口分科会長 ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、ご意見、 ご質問ございませんでしょうか。
- ○篠崎委員 ちょっとよろしいでしょうか。民間事業者による信書云々とありますね。もう一つは日本郵便株式会社ですね。株式会社のほうは民間事業者としては扱わないのですか。
- ○後藤信書便事業課長 法律上、そういうことになっています。
- ○篠崎委員 法律上、まだ法律上。
- ○後藤信書便事業課長 まだというか、日本郵便は日本郵便株式会社法という法律 で規定されております。
- ○篠崎委員 これをぱっと見ると、「えっ、じゃ、郵政のほうはまだ公なのかな」 と、ふと思いましてね。法律上の問題ですね。
- ○後藤信書便事業課長 事実としましては、日本郵便も民間会社でございます。
- ○篠崎委員 ですね。だからその辺がちょっと混乱してきますよね、拝見している と。
- ○後藤信書便事業課長 それは、きちんと私どものほうとしても、混乱がないよう にしたいと思っております。
- ○篠崎委員 一般の事業者が一生懸命参入しているのに、ここで民間と日本郵便と しっかり区別されている雰囲気ですね、まだまだそういう。
- ○後藤信書便事業課長 日本郵便株式会社は、法律上の義務として、低料金で、全国あまねく、公平にサービスを提供しています。一方、特定信書便事業者は、特定の顧客を対象としたサービスを提供していますので、法律上区別されているのは、ある程度必然的なことかと思うんです。どちらも民間事業者ではあるんですが、日本郵便だけは、「日本郵便株式会社」という固有名詞を法律上も与えられているということでございまして、そこはご理解いただければありがたいと思います。
- ○篠崎委員 我々はご理解できるのですが、株式も公開した、上場したところです し、やっぱりこの民間事業者という、この扱い方の名称はちょっと気になるところ で……。検討されるべきではないかなというふうに思いますね。
- ○後藤信書便事業課長 難しいご指摘とは思いますが、今後の参考とさせて頂ければと思います。
- ○樋口分科会長 そのほかにございますか。
- ○永峰委員 よろしいですか。料金区分のところで、事業者側から800円までぐらいだったら下げてほしいというお話があったということでしたけれども、事業者

によっては、もっと下の料金を提示してきたところもあるのでしょうか。

- ○後藤信書便事業課長 はい、ございます。500円ぐらいまで下げてほしいといった要望もございました。一方で1,000円超を維持してくれという事業者さんもたくさんいらっしゃって、下げられると困ると。1,000円でもぎりぎりなのに、800円に下げたら、お客さんから800円に法律がなったのだから、お宅のサービスも800円に下げてくださいよ、500円に下げてくださいよと言われるので、その両方のベクトルが働く中で、1,000なのか、500なのかという中で、業界全体としての1つの着地点として、800円というのが出てまいったということでございます。800円が唯一無二で、100%みんながハッピーだということでもなく、事業者さん全体の中で、そういう調整というか、お話し合いがなされたのかなというのが実態です。
- ○永峰委員 これはアンケートか何かおとりになったんですか。
- ○後藤信書便事業課長 アンケートもいたしましたし、こちらの審議会ではないんですが、郵政政策部会という審議会にお越しになられて、その場で事業者の代表者さんが意見表明をされて、その中で800円まで何とかならないかとおっしゃる中で、開かれた議論があって、このような結論となったと承知しております。
- ○永峰委員 先ほど、いわゆる1,000円という料金設定が、今の日本郵便がやっている書留プラス速達、その料金が1,000円以下であるというような目安の料金があるとおっしゃいました。であれば、800円というのはどういう料金に相当するのでしょうか。
- ○後藤信書便事業課長 800円ですと、日本郵便のどの料金に相当するというのは、すみません、正直、検討過程にはございませんで、現に800円オーバーで提供されているサービスというものを日本郵便からデータをいただいて、検討したものでございます。
- ○樋口分科会長 よろしいですか。お手元にお配りされています、「民間事業者による信書便の送達に関する法律施行規則の一部改正」の次のページですが、そこに2つ表がありまして、右側の表の一番右側のパーセンテージが日本郵便株式会社の収益全体に占める割合の料金区分別率です。現在、その71億円となっていますが、これは、今の法律によって、郵便会社に71億円の収益があるということです。これが全体の収益の0.55%になっているということです。これがもし、800円まで下がると、先ほど課長から説明がありましたように、この差は、市場価額では141億円になります。この差額分が、民間が参入できる余地だという話ですが、そうなると、郵便会社についての収益比率が1.1%になりまして、もしこれが実行されたならば、郵便会社で収益が失われる可能性があるということです。
- ○永峰委員 そうですよね。郵政の影響が141億円から71億円引くと70億ということですよね。
- ○樋口分科会長 そうです。問題は、多分、いわゆる政策を考える場合に、昔から言われています、郵便会社にユニバーサルサービスの政策を適用することが一番というのが日本の政府の方針かと思いますが、そうすると、あまりにも区分を低くすると郵便会社の収益が下がり、すると、このユニバーサルサービスが維持できなく

なるということが心配になります。

- ○永峰委員 確かに、維持が難しくなりますね。
- ○樋口分科会長 ポイントは、多分この按分の問題と、もう一点、郵便会社以外の業者が自由に参入できるといことを前提にした場合、よく海外で問題になるのですが、市場への自由参入を認めることになりますが、その場合本来のネットワークを持っている事業者もすべて同列に競争させることになる一方でもしそれらのユニバーサルサービスが崩れたときに、万国郵便連合を含めて全国への郵便配達はどうするかという話が非常に重要な問題になります。したがって、この辺の料金区分の問題は政策的に非常に微妙なところがあろうと思います。

ほかに何かございますか。

- ○菅委員 ただいまご説明いただいたように、ユニバーサルサービスというものと、 あと一旦価格を下げたときに、事業者さんの質の低下、そこのところが特定信書便 ということをあわせると、段階的に考えていく意味でも、あまり下げちゃうと、不 安が出てきちゃうかなと思いますので、そこら辺が適切かなと私は思いました。
- ○樋口分科会長 そのほか何かございますか。よろしいでしょうか。

そのほかにご意見等ございませんようでしたら、諮問第1123号については、 諮問のとおり改正することが適当である旨答申することにしてはいかがかと思いま すが、よろしいでしょうか。

## (「異議なし」の声あり)

○樋口分科会長 それでは、そのように答申することといたします。

次に、諮問第1124号、標準信書便約款の制定について、総務省から説明をお願いします。

○後藤信書便事業課長 引き続きましてよろしくお願いいたします。資料 4 2 - 5、「標準信書便約款の制定について」でございます。こちら諮問理由につきましては、改正信書便法の施行に当たりまして、この法律上、標準信書便約款という制度が導入されましたので、こちらの約款の制定に当たりまして、お諮りいたしたいというものでございます。

東の中に、右上とじ下の東の資料、こちらが標準約款の本体でございまして、その後ろに「標準信書便約款の制定について」という横長の紙がついてございますので、こちらの分厚いほうはちょっと横に置いて、適宜参照していただきつつ、こちらの横長の紙のほうでご説明をさせていただきたいと思っております。

めくっていただきまして、信書便約款の設定に当たって、どのようなことを考え たのかということをご説明するものでございます。これも、こちらの資料のご説明 に入る前に、これまでから、この特定信書便事業者が個別に作成する信書便約款に つきましては、本日の1番目の議題でもございましたとおり、個別に審査をいたし まして、その中身を概略ご説明する中で認可をいただいていたわけでございます。

こちらは、特定信書便事業者にとって、先ほどもそうでしたが、法律上の権利に 重大な影響を及ぼすものでございましたので、審議会の諮問事項ということになっ ているところでございます。信書便法施行から12年経過し、特定信書便事業への 参入も450者となっており、約款については、その多くが同じような内容の認可 申請となってございます。これは総務省側のほうで、記載例のひな型というものを 準備しておりまして、それをほぼ踏襲するような形で事業者さんが約款を作成され て、認可を受けるというようなことが非常に多いということによるわけでございま すけれども、その結果、これまで問題なく運用が積み重ねられてきたところでござ います。

今般の改正信書便法におきましては、業務範囲が拡大されまして、新規参入の増加も予想されます中で、行政の許認可事務の業務の迅速化、あるいはその事業者さんの行政コストの低減というものを目的としまして、標準約款という制度があわせて導入されてございます。先ほども申し上げましたが、これまでの運用実績を生かして、尊重する観点から、前述のひな型の内容を踏襲して、今回、標準約款を検討しているところでございまして、本日お示ししております案は、その成果ということでございます。

なお、先ほど来から事業者さんとの関係というのが出てきていますので、そちらも一言だけ申し上げておきますと、この標準約款の検討を行うに当たりましては、信書便事業者の団体の信書便事業者協会という協会がございますが、こちらの協会が本年の4月から9月まで、外部の有識者の先生方を招いた委員会を自発的に設置されまして、その中でもこの標準約款について事業者なりに検討なされております。その報告もいただいている中で、その報告の中身も参考としながら、総務省サイドとしましても、その利用者、それから事業者の視点からの声も勘案していると。これはプロセスの問題として、一言ご説明だけ申し上げさせていただきたいと思いますが、そういうプロセスも経て、本日を迎えているというものでございます。

具体的な規定ぶりにつきましては、第一の課題は誰を、何を適用範囲とするのかということでございましたが、これは先ほどの信書便約款の束の1ページ目の一番上の第1条の「適用範囲」というところの文言に反映されているものでございますが、ここで出てまいっておりますのは、中身を読んでいただきますと、信書便法、貨物自動車運送事業法に基づいて、特定信書便事業及び一般貨物自動車運送事業として行う信書便物の送達に適用、とされています。特定信書便事業者であるとともに、一般貨物運送事業者であるような方々について、この約款を対象としますよというような内容となってございます。

これはなぜこうなっているかといいますと、信書便物を配送している特定信書便事業者の代表例の第一というのは、やはり自ら自動車とか、その他の輸送手段を使用する皆様でございます。要すれば貨物自動車運送事業を営んでいる方なんですね。ですから、まずは一般貨物自動車運送事業を営まれているような方々、これ、数で言いますと、450者分の約200者程度おられます。これらの事業者を対象とする標準信書便約款の設定をまず検討いたしたというのが、この約款の第一の点でございます。

なお、現行制度におきましては、これらの事業者さんというのは、総務大臣の認可を受けました信書便約款について、貨物自動車運送事業法に基づく運送約款ということで、国土交通大臣の認可も別に受けておられますので、そういう必要がありますから、これは総務省と国土交通省の双方の個別認可を不要としなければ、標準

約款を導入した意味が半減いたします。そういうことを避けるためにも、総務省と 国土交通省の共通の標準約款として設定するものでございまして、実はこれと一言 一句同じものを国土交通大臣としても、標準約款として定めるという段取りを、今 整えつつあるという状況でございます。それが、適用範囲及びこの約款の肝の部分 かなと思っております。

次に第2条以下の具体的な記載事項についてでございますけれども、これは本日も認可いただきましたが、法律に基づく基準に適合しているかどうかという点が判断基準になってくるかなと思っております。先ほどの横長のペーパーをご覧いただけたらと思いますが、すみません、一番後ろの四角に書いてあることは、今、ちょっと言葉で言ったようなことを、もう一度文字に落としているものでございます。

今から申し上げる基準というのは、その下の基準①以下のところでございますが、ちょっと読み上げさせていただきますが、1つは信書便物の引受け、配達、転送及び還付、それから送達日数に関する事項、信書便物の役務に関する料金の収受に関する事項、その他特定信書便事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められているかどうか、これを定める必要があるということでございます。それを定めているというご説明をこれからするわけでございますが、順番にまず役務の名称及び内容でございますが、これはまさに先ほどの束をちょっとめくっていただきますと、2ページ目、2条から3条と、ちょっと文字がたくさんあるので、全てとは申し上げませんが、ちょっと最初の柱書きのところに括弧で書いてあるのを見ていただくぐらいかもしれませんけれども、役務の名称、内容が記載するような条項として入れているというものでございます。

それから次に、引受けについてでございますが、こちらは4条から7条、それから9条から12条あたりなんですが、こちらは差し出すことができないもの、あるいは大きさとか重量、それから包装の方法、宛名の記載方法、引受場所といったものを記載しております。

それからもう一つ、8条で、引受時の申告、それから開示請求の措置等といったものについても規定をして、これら全体として引受けに係る規定が利用者さんに不利なようになっていないかどうか、必要不可欠のものが書いてあるかどうかというふうな意味で整備をしているということでございます。

次の項目が配達の項目でございますが、こちらが18条から20条のところに記載してございますが、こちらは配達の完了について、それから受取人様等が不在であった場合、あるいは誤配送が生じてしまったような場合についての措置について規定をしているというものでございます。

それからちょっと駆け足で恐縮ですが、次に転送、還付でございますが、こちらが21条から29条あたりでございますが、こちらの転送の条件、それから還付の条件を規定しております。

それから25条以降に差出人による指図についての規定。それから27条以降に 事故が残念ながらあった場合の措置についても規定してございます。

それから次に送達日数でございますが、こちらは17条でございます。送り状に 記載した配達予定日に配達するといったようなことを規定するとともに、送達距離 に応じた送達日数というものも細かく記載をして、紛れがないようにしているというものでございます。

それから、次に料金の収受、払い戻しでございますが、こちらがちょっと飛びまして、別々のばらばらのところにあるのですが、第13条に料金の収受ということと、あと第36条のほうに料金の払い戻し等ということで規定をしているところでございます。こちらは料金の収受等々についてしっかりと明記しておくということに従ってのことであります。

それから次に送達の責任についでございますが、こちらが、これもばらばらのところにありますが、30条と37条のところで、その送達責任の始期と終期についての規定をして、そこら辺のトラブルが発生しにくいようにきちんと規定をしようというものでございます。

それから、その次の項目は損害賠償でございますが、こちらにつきましては、31条から35条等で記載しています。こちらは損害賠償の条件ということで規定をしているものでございますが、消費者契約法という法律がございますが、要は事業者に損害賠償の責任を免除する条項でございますとか、消費者が支払う損害賠償の額を予定するですとか、そういう消費者の方々に不利な条項はだめですよという法律がございますが、そちらの法律に抵触しないような規定ぶりをしているということでございます。

それからその他、幾つか所要の、例えば他の事業者と協定を結んで送達することがありますよとか、そういう一部その他の規定も整備をする中で、全体として今回整備をしているものということでございます。

以上が一つ目の基準についてということでございますが、二つ目の大きな基準は、先ほどの横長の資料の最後のページのところにございますが、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものではないということも求められるものでございます。こちらは利用者利益の保護の観点から、信書の秘密の保護、その他提供条件、これが信書便事業者のみに有利な形で設定されたり、特定の利用者に対して不当な取扱い、差別的取扱いとなるような条件は設定してございませんので、こちらのほうも適切に対応しているというふうに考えているところでございます。

なお、この標準約款につきましても、10月3日から11月2日までパブリック コメントを実施したところでございます。提出された意見は1件ございましたが、 賛成意見でございました。

またこのほか、今回、一般貨物運送事業者でもある方が対象ということで、既に約200者が対象となり得るということでございますが、このほかにも、国土交通省と継続的に協議を進めてございまして、個別に国土交通大臣への約款を別途、行政手続を行っている方々の中で、特定信書便事業者でもあるというので、多くいらっしゃるのが軽自動車で物を運ばれる方々でございまして、これも既に200者を超える事業者さんがおられます。

こちらにつきましても、今のところ途中段階ではございますが、この軽自動車を 使って運搬されるようなケースも、これとは別の約款を標準的に設定することで、 適用対象とできないかということも考えてございまして、こちらも実は10月 31日から11月30日までということで、今、パブリックコメントを募集中でございます。こちらのほうの結果も見まして、また次回以降の本審議会において、また改めてご説明、お諮りをいたしたいなというふうに考えているところでございます。

また、標準約款を使用できないような新規参入事業者もおられますでしょうし、 あるいは標準約款が使用できても、あえて個別認可を選択するという事業者さんも いらっしゃるかと思いますので、説明の冒頭申し上げました、総務省で作成してお ります事業者さんの便宜に供するひな型というものは、引き続き準備する必要があ るのかなと思っておりまして、今回のこの標準約款の内容に整合性をとるような形 で準備をしていきたいというふうに思っております。

今後とも改正法の円滑な運用に万全を期していきたいというふうに考えてございます。以上でございます。どうぞご審議方、よろしくお願い申し上げます。

- ○樋口分科会長 ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、ご意見、 ご質問ございませんでしょうか。
- ○清野分科会長代理 標準約款では、大変細かいことが規定されますので、難しい 問題も多いのかなと思っていたのですけれども、今回このような形でまとめていた だきまして、非常によかったというふうに思っております。

1点でございますけれども、誤配達の場合ということが非常に気になりまして、あってはいけないこと、一番ここに、事業者様には気をつけていただかなければいけないところでございます。誤配達の場合には、具体的には、この標準約款案の20条で、誤配達の場合の措置ということで、通知を受けたときには、その郵便物を引き取った上で、受取人たるべき者に配達するということに、すなわち、誤配達の通知を受け次第、速やかにほんとうの受取人にお渡しするということになっておりますけれど、私が気になるのは、郵便法違憲判決のような形で、誤配達で遅延してしまった場合の損害への対応でございます。27条以下の事故の中に、この誤配達による遅延というものが、なかなか読み込めなかったのですけれども、それは事故扱いにはならないということなのでしょうか。

○後藤信書便事業課長 基本的には事故の扱いになるケースのほうが多いとは思っておりますので、具体的には27条2項の1号、2号、信書便物の配達が配達予定日時を著しく遅延すると判断したときで、読んで対応するのかなと。加えて、そのときに損害とかも発生していた場合においては、損害賠償の適用も出てくるのかなと。それは35条になるのかなということで、なお、それ以外でも救えないようなケースがもしあるようでしたら、ちょっと精査したいと思います。

○清野分科会長代理 全体を読みますと、救われるというふうに思えるのですけれども、例えば27条ですと、基本的には信書便物の滅失等発見したときという形で、30条のほうは、責任のところで、始期のところで、信書便物の滅失または毀損ということが出ておりまして、滅失と毀損が一番基本だというのはわかるのですけれども、この誤配送による遅延という問題に関して、損害が発生したときに、具体的に必ずどの条文のここのところに当てはまり、救済されるという形で、わかりやすく書かれているかという点で言いますと、少しわかりづらいなという感想は持ちま

した。

- ○後藤信書便事業課長 利用者の方々が無用のご心配をなされないようにというのが基本でございますので、その観点で、今のご指摘、果たして対応できるのかどうか、もう一度精査したいと思います。状況につきましては、お許しいただければ、委員長のほうにまたご報告させていただいて、ご判断をお願いしたいと思います。
- ○清野分科会長代理 誤配送による遅延ということが、一番トラブルになりやすい と思いますので、よろしくお願いいたします。
- ○後藤信書便事業課長 はい。
- ○樋口分科会長 そのほかに。
- ○篠崎委員 大変いろいろと細かく考えられて、ご苦労さまであると思います。ただ、できるだけ、この今、分科会長代理からもお話があったように、専門家の方ですら、そういういろいろ不備かなと思うところがあると思うんですね。できればこういったものが無理なのかもしれませんが、法律を扱う方々だけの専門用語で、しっかり整っているのではあまり意味がないと思いますので、できるだけその壁を取り払った形で、こういったものができないでしょうかね。細かくいろいろつくられて、大変ご苦労さまだと思いますが、そういう感想をいろいろ持ちます。

役所のほうでは法律が基本でしょうけれども、一般の人たちがそれを読み込めなかったら、理解できなかったら意味がないことなので、できるだけその辺を考慮なさったらいいのではないかなというのを常日ごろ考えております。こういうのを作られたのはほんとうに大変ご苦労だとは思いますけれども。

それから、質問なんですが、これに信書便事業者協会というのがあるというふうなお話でしたね。

- ○後藤信書便事業課長 はい。
- ○篠崎委員 これには、いわゆる私たちが審議してきました民間の事業者も入っているのですね。
- ○後藤信書便事業課長 民間事業者だけです。
- ○篠崎委員 だけですか。
- ○後藤信書便事業課長 はい。
- ○篠崎委員 ここに書いてある特定信書便事業及び一般貨物自動車運送事業、これ みんな民間と考えていいんですか。
- ○後藤信書便事業課長 はい、民間事業者です。
- ○篠崎委員 そうですか。
- ○後藤信書便事業課長 はい。
- ○篠崎委員 私が心配しているのは、いわゆる私たちがここで審議している民間事業者もこれには加入しているのですね。
- ○後藤信書便事業課長 はい、そのとおりです。
- ○篠崎委員 450者、今までありましたね。その方々はほとんど入っている。
- ○後藤信書便事業課長 今、100者と聞いています。
- ○篠崎委員 100者加入している。その声をいろいろ聞いているということですね。

- ○後藤信書便事業課長 はい、そうです。
- ○篠崎委員はい、わかりました。そうですか。なるほど、わかりました。
- ○樋口分科会長 ほかにございませんか。
- ○菅委員 苦情が発生したときというのは、一番どういうものを見て処理していくかというと、こういう約款があるというのは心強いと思います。約款は作成者不利の原則に基づいていくと、分科会長代理の清野先生がおっしゃられたように、あの条、この条とやって、やはりただ誤配であっても、その時間に間に合ったとなれば、損害賠償も少なくなるし、レンタルしなきゃいけないような状況になると、また損害賠償とか、いろいろな一例一例に必ずしも合うという両断的なものがなくて、どういう場合、どういう場合って、また異なってくると思うので、こういう約款と、それから軽貨の約款とかがつくられていくと、非常に現場では処理しやすいので、また消契法と照らし合わせながらやっていただいたというのは、非常に私はまとまっていて、現場では使いやすい約款になっているのかなと。ただ、いろいろなことを、事例を重ねていくうちにまた改正していかなければいけない面もあろうかと思いますので、よかったなと思っております。
- ○樋口分科会長 ほかにございませんか。

1点ですが、信書便物の引受けのところで、6条、7条あたりに爆発性及び劇薬等々の認可についての話がありまして、官公署、医師、歯科医師、獣医師、薬剤師または劇物営業者が差し出すものは除くというわけですから、これらの者からの出すものは一応いいという話になります。その一方で、引き受けるときに、中身の開示を要求することができると明記されていますが、もしこれを黙って、そのまま開示をしないままで送ってしまった場合、昨今の炭疽菌等々のテロ等の話がありますので、この辺はできましたら業者にかなりの意識と責任を持っていただいたほうがよろしいかなと思います。この点については引受業者に一定の責任は持ってもらったほうがよろしいかなと思いますが、もし検討ができれば、その辺は検討していただければと思います。

- ○菅委員 引き受けるときと、引き受けた後の責任ですね。
- ○後藤信書便事業課長 ただ今ご指摘いただいた物は、総務省の告示で定められているのですが、これも今回の法改正に関連しますので、事業者のほうに通知する機会等をとらえまして、しっかりと業務の適正な運営が確保されますよう、引き続き厳しくお願いしますという話を、私どものほうからしたいと思います。
- ○樋口分科会長 詐欺の請求書なんて、みんな信書便で送ってしまうという話もありますので、ぜひともそれは十分諸般の犯罪事情に対応し、抑制に働いていけばと思いますので、よろしくお願いします。

そのほかにございませんでしょうか。

ほかにご意見等ございませんようでしたら、諮問第1124号については、諮問のとおり制定することが適当である旨、答申することにしてはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○樋口分科会長 それでは、そのように答申することといたします。

次に「年賀寄附金配分事業(平成26年度)の主な活用事例について」、総務省から報告をお願いします。

○北林郵便課長 郵便課長の北林です。よろしくお願いします。

資料 42-6 でございます。資料 42-6 には 2 つあります。説明資料というのが右上に四角で囲んでありますが、年賀寄附金配分事業(平成 26 年度)の主な活用事例と、日本郵便で作成されたカラーの活用事例の資料でございます。

年賀の寄附金の配分につきましては、日本郵便で行っているわけですが、その配分に当たっては、総務大臣の認可、また認可に当たっては、本審議会の諮問を行うことになっておりまして、今年度の配分につきましては、今年の3月に既に当審議会においてご審議いただいたところでございます。

また、昨年から、年賀の寄附金配分事業の活用事例につきまして、カラーのパンフレットを日本郵便でおつくりになられて、各種イベント等で配布し、寄附金の配分の事業の必要性や意義の周知などにお使いになられているということでございます。昨年のちょうどこの時期に、本審議会において、活用事例の資料を初めてつくったということでご報告、ご紹介させていただきましたが、今般、平成26年度の配分事業につきまして、日本郵便で作成したということでございます。既に平成28年度の寄附金配分事業の公募を始めていますが、公募に際して、同時に作成したということでございますので、今般、この審議会の場でご紹介させていただくものでございます。

説明資料をご説明させていただきたいと思いますが、1ページ、2ページでございます。事業につきましては、法律で10の分野の事業に配分することになってございまして、平成 26 年度分の寄附金の状況については、寄附金が 5 億8,000万円ほど集まりました。前年度の分も合わせて配分原資は6 億円超あったわけですが、団体からの申請が870件あり、結果として297件、6 億円ちょっとという形で配分をしたというものでございます。

2ページ目の上のほうですが、配分状況につきましては、それぞれ10の分野、 事業区分、また申請分野別で見ますと、ご覧の表に記載されているとおりでござい ます。これらが平成26年度の配分の概要というものでございます。

具体的な活用事例につきましては、時間の関係もありますので、私から3件、ご説明、ご披露させていただきたいと存じます。この活用事例の資料自体には30件が、日本郵便の外部の有識者の方からなる評価委員会において、配分を受けた団体からの評価書から、相対的ということだと思いますが、その効果がしっかりと得られているという記載があり、また、具体的に効果が見えるものとして記載されている、あるいは、横に広がりがあるということで評価され、30件が選ばれていると聞いてございます。

それでは、まずはページで行きますと 7 ページ、事例の 1 - 7 でございます。こちらは子供のうちから防災体験というか、防災訓練を重ねておくことで、いざというときにお役に立つのではないかということで取り組んでいる団体の事業でございます。主に子供たちを対象に防災学習会を開催し、体験学習を重ねて実施したということでございます。

その学習会においては、炊き出しやAED実習や、バケツリレーなど、具体的な体験を行ったということでございます。それから学習会の実施後も参加した人たちが自主的に同じ講師を招いて、学習会を継続的に行っている。あるいは、他の地域での防災活動の参考にしたいということで、この活動に対する問い合わせなども多数寄せられているということでございまして、非常に評判がよかったと聞いてございます。

続きまして、19ページの事例の5-2という下のほうの事例でございます。こちらは、寄附金の配分で得られたものを車両購入という分野の中で使った事例でございますが、就労継続支援B型事業ということで、通常の事業者に雇用されることが困難な障害者方向けに就業の機会などを提供して、必要な訓練、あるいは能力の向上に役立ててもらおうということで取り組んでいる事業で、そこで農業用のトラクターを購入したというものでございます。

このトラクターを配備することによって、耕作可能面積を拡大することができ、また作業の効率化にもつながって、さらには、売上高にも反映されて伸びたということです。結果としてそこで働いていただいている方の賃金の向上にもつながったということで、具体的な効果が得られたということです。さらには耕作放棄地がこの周辺でもあるようでして、そういったところの耕作依頼も増えてきているということで、そういう意味では幅広く地域の農業の活性化にも寄与していると聞いてございます。

それから、続きまして21ページの事例の6-1でございます。これは東日本大 震災の復興の関係で、特別枠ということで配分している1つの事例でございますが、 いまだ仮設住宅ということで、大変ご苦労されているご家族というか、被災者の方 が多くいらっしゃるわけですが、その仮設住宅における子供たちへの学習の機会や レクリエーションの機会、またそういった取り組みについての保護者への説明会な ど、保護者を巻き込んだ活動なども行いながら、仮設住宅で苦労されている方々、 また子供達に対して安心して活動できる機会の提供を行ったということでございま す。さらにはボランティアの研修にもつなげているということでございます。こち らの事業も参加していただいた方に高く評価をいただいていると聞いてございます。

以上、時間の関係もございますので、3事例をご紹介させていただきましたが、 審議会の委員におかれましても、ぜひ寄附金がこのように活用されているということをどこかの機会にでも周知いただけると、日本郵便、また制度を所管している総 務省としても幸いなことと存じます。

以上でございます。

- ○樋口分科会長 ありがとうございました。ただいまの報告につきまして、ご意見、 ご質問、ございませんでしょうか。
- ○篠崎委員 大変よいのが出ていますね。それでちょっと質問なんですけど、平成26年度が交通事故、水害その他1件、それからスポーツ振興が1件なんですね。これは現在の社会の要求しているものを反映している図だと思うんですが、スポーツ振興なんて、これからさらに増えていくのではないかなという気がしているのですが、この交通事故、水難防止、これはどんな活動をしたのかは、お手元にありま

せんか。

- ○北林郵便課長 今、手元にはございません。
- ○篠崎委員 いろいろな交通事故が起きているし、逆走だ……。どういうあれであったのかなと、ちょっと知りたかったものですから。なければ結構です。
- ○樋口分科会長 また後日、じゃ、調べて。
- ○北林郵便課長 後日、委員にご報告ということでよろしゅうございますか。
- ○篠崎委員 それは恐れ入ります。
- ○樋口分科会長 そのほかにございませんか。よろしいですか。 では、ただいまのご報告はご了承お願いします。

以上で、用意されました議題は全て審議終了しましたけれども、この際、皆様方から何かご意見、ご質問が何かございましたら、いかがでしょうか。

- ○篠崎委員 よろしいですか。ここで質問すべきかどうかわかりませんけれども、マイナンバー制度の配布に関して、いろいろと世の中に出ていますね。あの辺は例えば指導とかどうなっているのですか。
- 〇北林郵便課長 報道もされておりますので、皆様ご承知かと存じますが、マイナンバー通知カードにつきましては、自治体が差出人となって、通知カード作成、そして郵送の準備ができ次第、郵便局に差し出されることとなっております。したがいまして、順次差し出しが行われ、郵便局から配達という流れになっているところでございます。

ただ、誤配達等の事例が生じているということも事実でございます。先般、 11月2日に総務大臣から誤配達等の事案が見られることから、郵便局に対してし っかりと指導してほしいということを日本郵便の社長に対して文書で要請したとこ ろでございます。

書留郵便物に限らないわけですが、郵便の業務そのものの信頼性にも影響を及ぼ しかねませんし、当然マイナンバー制度の導入というような観点でも、ご不安にな るようなことにもつながりかねないので、引き続き、総務省としても日本郵便には 郵便局への指導というか、再徹底をお願いしたいと考えています。

- ○樋口分科会長 1点ですけれども、この間、郵便会社が問題じゃなくて、たぶん行政側の問題と思いますが、DVで、住所を教えてはいけない人に行政が教えてしまったとか、ましてやこのマイナンバー制度は当人に確実に送らなければならない決まりですが、そういう事例のときに、住所を明かす等々のところがあり、被送達者はかなりそのあたりを心配しています。先ほど通信業者がというのは、差出人の行政からこのとおりに送達してくださいと書留を引き受けた場合、その通りに送達したとしても送り先の誤記やすでに転居しているなどで送達が出来なかった場合でも、業者が非難されるケースが出かねません。したがって、これらの送達の場合には行政と十分連携をとりながら信書送信を行うことが肝要かと思います。
- ○篠崎委員 現場の指導徹底ですよね、現場の。社長がわかっていたってだめなんですよ。現場なんです、要は。
- ○樋口分科会長 たまに年賀はがきを捨てちゃう人がいますのでね。
- ○篠崎委員 そう、現場なんですよ。特にマイナンバーって、今の問題になってい

るのはそこですから。現場なんですよね。

- ○樋口分科会長 ありがとうございます。そのほかにございますか。 あと事務局から何かありますか。
- ○事務局(東情報流通行政局総務課課長補佐) 次回の開催日程ですが、来月 12月11日金曜日の午後を予定しております。詳細につきましては、別途ご連絡 を差し上げますので、皆様方、どうかよろしくお願いいたします。
- ○樋口分科会長 それでは、本日の会議を終了いたします。お忙しいところご参加 いただきまして、ありがとうございました。

閉会